

臨時休業をした保育所や小学校に通う子ども（コロナに感染した子どもを含む）の世話のため、職場を休み、労基法の年休以外の有給休暇（賃金全額）を取得させた事業主に小学校休業等助成金が支給されます。賃金日額の上限は1万5千円で3月31日までとなっています。



「今朝の八戸は氷点下7.5度。さむいさむい元日です…」と青森県の版画家・藤田健次氏(82才)から今年も楽しい版画的賀状が届きました。職安の所長を最後に公務員を22年前に退職した藤田氏が48年前、看護師の

労働実態は？」と賀状には書かれています。第6波のコロナ禍での医療崩壊が危惧されますが、育児や介護を社会全体の問題としてではなく、家庭の問題として位置づけた改正育児・介護休業法が4月から施行され今年10月と来年4月の3段階で施行されます。昨年末に労働局主催の説明会が大分市のソレイユで開かれました。先着100名までの会場はほぼ満席。『産後/VV育休』の創設が法改正の目玉ですが当面は研修や周知・就業規則の変更が必要になります。(渡邊)

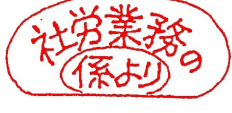
少子化対策になるのか **パパ育休** 周知・就業規則変更が…



「70年前の胴上げ型(12.1人)から今は騎馬戦型(2.3人)、これが約40年後には肩車型(1.3人)に…」とは65歳以上の高齢者1人を支える現役世代の人数の図式です(1/21毎日新聞11面)。医療や年金・介護などの社会保障費が少子化・高齢化が進む中で増加し現役世代の負担が今後一層大きくなる事が確実になっています。特に大企業の社員が加入する健保組合の保険料負担は上昇し続け、協会けんぽの平均料率(10%)を超える組合の中には解散するところもあり、

ピークだった30年前から75%に減少しています。中小企業対象の協会けんぽも実情は同じです。こうした中、少しでも健保の制度に魅力を…と一昨年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金(労災以外のケガや病気への休業補償)支給期間の幅が広がり、支給開始日から“起算して1年6ヵ月”から“通算して1年6ヵ月”になりました。2~3ヵ月間入院療養して職場復帰したが再度入院…といった時に役立ちます。

健保の傷病手当金 **柔軟運用へ** 1年半超えでも通算!



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。
今年から65歳以上で複数の事業所に勤務するが雇保に加入する条件のない人でも、自ら職安に申し出ること、2つの事業所で雇保に加入できる制度(マルチジョブホルダー)が!